

事故被害者融資制度の御案内

(アメリカ合衆国軍隊構成員等の公務外の行為により被害を受けられた方へ)

事故被害者融資制度とは

米軍人などが公務外で起こした事件・事故による被害者に対し、米国政府から補償金が支払われるまでの間、当面必要とされる資金につき無利子で融資を行う制度です。融資は、公益社団法人隊友会（自衛隊部外関係団体）が行います。

融資の要件

地位協定第18条6項に基づき地方防衛局に損害賠償請求書を提出し、他からの十分な給付を受けていない等、当面の資金が必要と認められる方

御注意：諸条件によっては、融資を御断りする場合がありますので、御承知ください。

融資の対象

米国政府から補償金が支払われるまでの間、当面必要とされる資金
(例：療養に要する費用、特に必要とされる生活費など)

融資の手続き

- 1 融資を希望される方は、所定の用紙による融資依頼書を提出して下さい。
(融資依頼書の用紙は地方防衛局からお渡しします。)
- 2 融資依頼書は、地位協定第18条6項に基づく損害賠償請求書の提出に合わせて、またはそれ以降に地方防衛局へ提出して下さい。
- 3 (公社)隊友会から地方防衛局を通じて融資の可否及び融資可能額の通知をしますので、同意するか否かを地方防衛局へ返信して下さい。
- 4 同意された場合は、(公社)隊友会と融資契約の締結の後、融資がなされます。
- 5 受けられた融資については、米国政府から補償金が支払われた時点で、補償金などから融資金額(利子不要)を返済していただきます。

